

運営規程（介護保険）

（事業の目的）

第1条 合同会社札幌介護が開設する札幌介護ケアステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び札幌市第1号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は初任者研修の修了者等（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

また、事業所の訪問介護員等は、要支援の利用者に対し、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 札幌介護ケアステーション
- 2 所在地 札幌市西区西野6条1丁目6番23号

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事務所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所の利用の申し込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 3 訪問介護員等 3名以上
訪問介護員等は、訪問介護及び札幌市第1号訪問事業の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月曜日から金曜日。ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間：月・金曜日9時から17時及び火～木曜日9時から16時

（訪問介護の内容及び利用料等）

第6条 訪問介護（札幌市第1号訪問事業）の内容は次のとおりとし、訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割（又は2割、3割）の額とする。

- (1) 身体介護（清潔援助、排泄援助、食事介助、外出援助、その他）
- (2) 生活支援（環境整備、料理、洗濯、掃除、その他）

（緊急時等における対応方法）

第7条 訪問介護員等は、訪問介護または札幌市第1号訪問事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、札幌市西区とする。

（守秘義務）

第9条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族に関わる情報について、厳正に守秘する義務を負うものとする。

2 職員においては退職後であっても、守秘の義務を負うものとする。

（虐待防止）

第10条

ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者の選定及び虐待防止委員会設置しています。

【虐待防止に関する責任者 熊木章次】

- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ・介護相談員を受入れます。
- ・サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

（その他運営についての留意事項）

第11条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用時1カ月以内
- (2) 継続研修 年4回以上

※その他の運営については重要事項説明書に準ずる

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社札幌介護と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。また重要事項説明書に記載がある場合はそれに準ずるものとする。

附 則

1 この規程は、令和3年11月1日から施行する。